

と云。但し選挙事務長は前記の費用を選挙費甲中に制限  
すること。

曰支部は候補者推薦と支に別紙遊説日程を参照し演説今日  
程を複製し今月中に本部へ垂送すること。

○内選挙費用

内選挙費用は各支部及支部準備会又は候補者に於て負担す  
ること。

同月全月、党員寄附、一報寄附、事業部基金を以て充當すること。  
但し重大なる寄附及支出は本部に報告すること。

内選挙法に就て日(赤松克彦編)地方選挙講座(一部十才、本  
部出版部發行)必則に付き又日地方選挙集著に同合せて  
充分研究をすること。

昭和二年七月十五日

殿 社会民主党執行委員会選挙対策委員会委員長

[No3] 別記第一号

昔巻にふす初めの序言戦は今や目覚の間に迫りつゝ、あ  
る而も此の選挙は我々勤労階級が政界に参與する云々の初  
陣の首途であるとの時である。我々表議院議員選挙の前後  
致として其の勝敗の依つて選ばれる重大な形勢である。我々此  
の選挙戦に際して我々がとるべき一紙の地方政策を決定す  
るに當り、先づ我々の骨子たる我々の根本精神につき一言する  
所あるんとする。

新也我々の主張は不外ラシーの鐵底による経済生活の  
社会化にある。民衆の自主的階級下基く社会生活の合理化に  
あり。民衆一般の左意と承認とを約束して之が実現を期する所  
に我々が社会民主党の立場がある。  
從て又我々の態度はよく漸進的であり現時的である。  
縱に歴史的関係と以てし横に地理的關係を以てする日本  
の現況を正視して空想に流れる観念に墮せず、明確に目標を把  
握して條々に大衆と我々とを結びんとする。我々の選挙の一日